# 省令

## ○厚生労働省令第百五十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

### 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第一条**　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の十三第二項を削る。

第三十六条の二十八第一項中「第三十三条の七第二項」を「第三十三条の八第二項」に改める。

第三十六条の三十第一号を次のように改める。

一　次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ　小規模住居型児童養育事業及び里親　里親等

ロ　乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設　社会的養護関係施設

ハ　知的障害児施設等及び指定医療機関　障害児施設等

ニ　法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者　一時保護施設等

第十三号の三様式表中「第二十一条の三十二第一項」を「第二十一条の十四第一項」に改め、同様式裏中「第二十一条の三十二」を「第二十一条の十四」に、「第二十一条の二十九第三項」を「第二十一条の十一第三項」に改める。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第二条**　児童福祉法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「厚生労働省令で定める便宜等」を「総則」に、「第一条の三十七」を「第一条の三十八」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

**第一章**　総則

第一条の三十一第一項中「第三十四条の十五第一項各号」を「第三十四条の十九第一項各号」に、同項第一号中「第一条の三十六」を「第一条の三十七」に改め、同条第二項中「第三十四条の十五第一項各号」を「第三十四条の十九第一項各号」に改める。

第一条の三十七を第一条の三十八とし、第一条の三十二から第一条の三十六までを一条ずつ繰り下げ、第一条の三十一の次に次の一条を加える。

**第一条の三十二**　法第六条の二第九項に規定する厚生労働省令で定める者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第六条の七第二項中「及び同法」を「、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項及び第二十四条第一項第一号中「法第二十四条第一項の規定による保育の実施（以下単に「保育の実施」という。）」を「保育所における保育を行うこと」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第二十四条の三第二項中「の実施」を「を行うこと」に改める。

第二十五条第一項第六号中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

第三十六条の八第三項及び第四項中「第三十四条の十五第一項各号」を「第三十四条の十九第一項各号」に改める。

第三十六条の四十三中「第一条の三十二第二項各号」を「第一条の三十三第二項各号」に改め、同条を第三十六条の四十七とする。

第三十六条の四十二を第三十六条の四十六とし、第三十六条の四十一を第三十六条の四十五とし、第三十六条の四十第三項中「第一条の三十六各号」を「第一条の三十七各号」に改め、同条を第三十六条の四十四とする。

第三十六条の三十九第一項第二号中「第三十四条の十五第一号」を「第三十四条の十九第一号」に改め、同項第三号中「第三十四条の十五第二号」を「第三十四条の十九第二号」に改め、同項第四号中「第一条の三十四に規定する要件に該当しなくなつた」を「第一条の三十五に規定する要件に該当しなくなつた」に改め、同条第二項中「第三十六条の三十六各号」を「第三十六条の四十各号」に改め、同条を第三十六条の四十三とする。

第三十六条の三十八第一項中「第一条の三十四」を「第一条の三十五」に、「第一条の三十六」を「第一条の三十七」に改め、同条を第三十六条の四十二とする。

第三十六条の三十七第二項第一号中「第一条の三十六第一号」を「第一条の三十七第一号」に改め、同条第三項第四号中「第三十四条の十五第一項各号」を「第三十四条の十九第一項各号」に改め、同条第四項第一号中「第一条の三十六第一号」を「第一条の三十七第一号」に改め、同条を第三十六条の四十一とする。

第三十六条の三十六中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改め、同条を第三十六条の四十とする。

第三十六条の三十五の次に次の四条を加える。

**第三十六条の三十六**　法第三十四条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容

二　経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

三　家庭的保育者の氏名、経歴及び住所

四　事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

五　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

六　事業開始の予定年月日

市町村は、法第三十四条の十四第一項の規定による届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

**第三十六条の三十七**　法第三十四条の十四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃止又は休止しようとする年月日

二　廃止又は休止の理由

三　現に保育を受けている乳幼児に対する措置

四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間